

田園集落まちづくり 住宅新築促進事業補助金制度

特別指定区域内で住宅等を建築される方へ

この制度は、特別指定区域指定の推進と区域内での住宅新築等による定住化の促進により、市街化調整区域での人口減少を食い止めようというものです。

どこで・・・

1. 県の指定する稲美町内の特別指定区域の中で

地縁者の住宅区域内と
新規居住者の住宅区域内で

いつ・・・

2. 区域指定後、5年以内に

5年の期間内に建築確認申請の完了検査を受けたもの

誰が・・・

3. 住宅等を新築・改築されお住みになった場合に

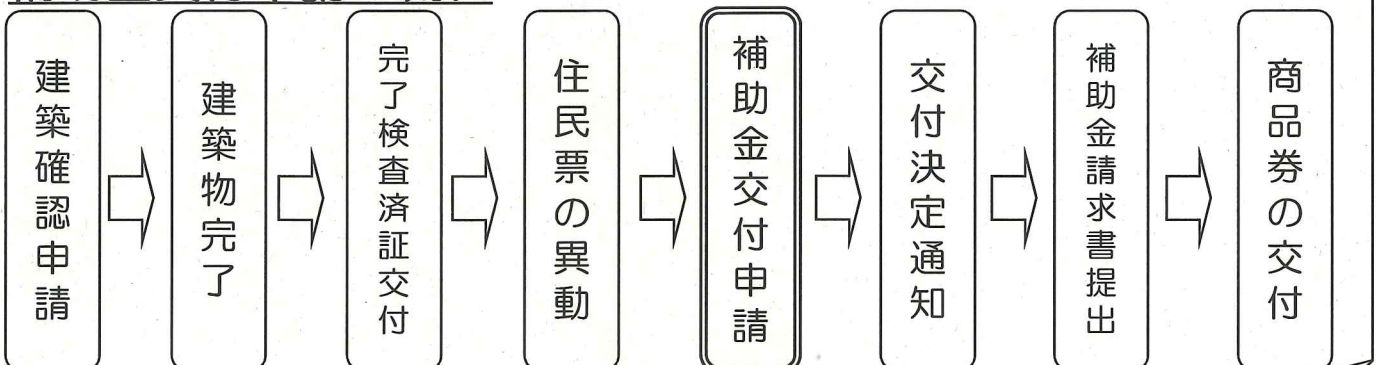
新たに建築した専用住宅・兼用住宅所在地に住民登録があること

どのくらい・・・

4. 18万円分の稲美町共通商品券が一括交付されます。

ただし、町税等の滞納がある場合や親元近居住宅取得等支援補助、沿道活性化にぎわいづくり補助、空き家活用支援事業補助、結婚新生活支援補助（新たに購入した住居の補助）を受けた場合は申請できません。

補助金交付申請の流れ



稲美町田園集落まちづくり 住宅新築促進事業補助金交付制度Q&A

Q1. 補助対象となる条件は？

A1. “区域” “建築物” “申請者” “期間” の4つの条件を満たすものになります。

- ① 区 域： 県条例による特別指定区域のうち地縁者の住宅区域と新規居住者の住宅区域内であること
- ② 建築物： 住宅または店舗等との兼用住宅の新築または改築（建て替え）で、建築基準法の完了検査を受けたものであること
- ③ 申請者： 建築確認申請の申請者で、新築・改築した住宅所在地に住民登録していること。ただし、町税等の滞納がある場合や親元近居住宅取得等支援補助、沿道活性化にぎわいづくり補助、空き家活用支援事業補助、結婚新生活支援補助（新たに購入した住居の補助）を受けた場合は申請できません。
- ④ 期 間： 県の特別指定区域指定後5年以内に建築確認の完了検査を受けたものであること

Q2. 増築をしましたが、対象になりますか？

A2. 対象となるのは、住宅または兼用住宅の新築または改築（住宅等の部分全部の建て替え）です。

Q3. 住宅を建築しましたが賃貸物件にしています。対象になりますか？

A3. 補助対象となるのは、申請者が居住するために建てた住宅・兼用住宅です。そのため住民票を申請対象の住宅においていることを条件としています。

Q4. 補助金額はいくらですか？

A4. 18万円分の稲美町共通商品券が一括交付されます。

Q5. 建築した人から住宅を買った場合対象となりますか？

A5. 区域指定5年以内に建築基準法の完了検査を受けた物件で、初めてこの補助金申請をする物件であれば対象となります。

Q6. 区域指定後5年目に完了検査を受けましたが、補助金対象になりますか？

A6. 県の特別指定区域指定後5年以内に建築確認の完了検査を受けていることが補助対象の条件です。

Q7. 店舗に一部居住スペースを付けて新築しましたが補助対象になりますか？

A7. 風呂・トイレ・台所があり、住居部分が延床面積の1/2以上であれば対象となります。